

農林水産省

流通 「直売所流通」「地産地消型 流通」

「産直型流通」「卸売市場 流通」「インターネット流通」

平成28年1月14日

農林水産省

「卸売市場整備基本方針」の公表について

農林水産省は、卸売市場の整備運営の基本的な方針となる新たな「卸売市場整備基本方針」を定めました。

○ 豊洲新市場は大田市場
に車で10分のところにある。

1. 基本方針の趣旨

「卸売市場整備基本方針」(以下「基本方針」という。)は、「卸売市場法(昭和46年法律第35号)」に基づき、おおむね5年ごとに農林水産大臣が定めるものであり、本日、新たな基本方針を定めました。なお、新たな基本方針の本文は、以下のURLで御覧になれます。

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sijyo/info/index.html>

2. 新たな基本方針のポイント

1. 卸売市場の整備及び運営に関する基本的事項

(1) 基本的な考え方

- ・川上と川下をつなぐ架け橋として求められる卸売市場の機能、役割の強化・高度化に向け、以下を基本に市場の整備、運営を実施。

- 1) 卸売市場における経営戦略の確立
- 2) 立地、機能に応じた市場間における役割分担と連携強化
- 3) 産地との連携強化と消費者、実需者等の多様化するニーズへの的確な対応
- 4) 卸売市場の活性化に向けた国産農林水産物の流通・販売に関する新たな取組の推進
- 5) 公正かつ効率的な売買取引の確保
- 6) 卸売業者及び仲卸業者の経営体质の強化
- 7) 卸売市場に対する社会的要請への適切な対応

(2) 卸売市場における経営戦略の確立

- ・卸売市場毎の立地条件等を踏まえたビジネスモデルの確立と市場取引の活性化に向けた創意工夫の発揮に向け、卸売市場としての経営戦略である「経営展望」の策定に関する記述を充実した上で、記載位置を基本方針冒頭に移動。

2. 卸売市場の適正な配置の目標

(中央卸売市場)

- 複数の卸売市場間の連携による効率的な流通ネットワークの構築を引き続き推進。併せて、中央拠点市場に係る基準等を削除した上で、中央卸売市場毎に目指すべきビジネスモデルを含む自らの経営展望に即したネットワーク構築に努めるよう新たに記述。
- 中央卸売市場が再編措置を講じる際は経営展望の策定・見直しを行うこととし、再編基準については、取扱物品の付加価値・単価の向上の観点から、取扱数量が減少していても、取扱金額が増加している場合は配慮する旨を新たに記述。

(地方卸売市場)

- 都道府県が指定する地域拠点市場が取り組むべきこととして、他の卸売市場との統合又は連携のほか、経営展望に即した生産者・実需者との連携による集荷・販売等の機能強化を加えるなど、地域拠点市場に関する記述を充実。
- 都道府県は地方卸売市場の再編に配慮するなど、都道府県卸売市場整備計画に基づく地方卸売市場の適正な配置の推進について新たに記述。

3. 卸売市場の立地、施設の種類、配置、構造等に関する基本的指標

- 市場施設の整備・配置について、卸売市場毎の経営展望等に即して計画的に行うよう新たに記述。
- 選果・選別施設等の産地との連携強化に資する施設、加工処理施設等の実需者ニーズへの対応に資する施設、コールドチェーン確立のための低温管理施設等の取扱物品の品質管理の高度化に資する施設など、市場が有する機能の拡充・強化に関する記述を充実。

4. 取引等の合理化及び品質管理の高度化に関する基本的事項

- 市場流通の効率化、活性化に向け、電子商取引に係る商物分離取引等市場取引ルールに係る例外措置の適切な活用、法令に規定のない各中央卸売市場独自の事務手続の原則廃止など売買取引に係る各卸売市場内の手続きをより一層柔軟な運用とすべきこと等について新たに記述。
- 卸売市場の輸出拠点化も見据え、市場関係業者における品質管理高度化規範の策定、HACCPに基づく品質管理認証の取得等を通じた組織的・体系的な品質管理体制の構築に関する記述を充実。

5. 卸売業者及び仲卸業者の経営近代化の目標

- 経営の統合大型化・経営体质の強化への取組の推進等について引き続き記述。
- 特産物のブランド化、出荷支援等の産地との連携や、加工、リテイルサポート等の実需者との連携、情報受発信機能の強化に関する記述を充実。
- 取引活性化に向け、卸売市場の機能を活かした輸出や市場関係業者の6次産業化への参画に係る取組の推進について新たに記述。
- 都道府県による地方卸売市場の卸売業者に対する指導監督を強化すべきことについて新たに記述。
- 市場毎に仲卸業者の経営実態や求められる役割等が異なる点を踏まえ、全国一律に仲卸業者数の大幅な縮減を図ることを基本とする旨の記載を削除した上で、統合大型化、指導監督の強化等仲卸機能の十分な発揮に関する記述を充実。

卸売市場(青果物) 手数料

1. 野菜 販売額の 8.5%。花販額 10%
 果樹 // 0.7%

2. 出荷奨励金 野菜 販売額 1.7%
 果樹 // 1%

JA系統共販スが対象。JAの販売事業の収入
 ・青果部会の運営費に充当
 ⑥個人出荷はほとんどオナ象に奉る奉り。

3. 仲卸への完納奨励金 1%
 代金清算の関係。仲卸体協同組合に奉る
 1%の2%、倒産に対する連帶責任。
 1%は事故積み立て

系統共販三原則

1. 無条件委託
2. 実費手数料主義
3. 共同計算

(JA山武郡市)

資料 No.12

平成27年産秋冬人参平均単価表

1月13日 売り

	エコ	レギュラー	
40g以上	3L	385	バラ
30g以上	2L	規格	1180
20g以上	L	規格	760
15g以上	MA 3本	規格	1114
10g以上	M 4本	規格	817
8g以上	S 5本~6本	規格	615
6g以上	2S 7本~8本	規格	414
	OL	規格	422
	OM	規格	476
	B	規格	300
	BS	規格	300
	MAバラ	規格	739
	Mバラ	規格	622
	Sバラ	規格	500
	2Sバラ	規格	300
	平均	695	684

品目によっては、
集出荷センター
ご機械送果
・冷蔵庫利用料
を取られ213。

$$684 \text{ 円} \times 500 \text{ 本} = 342000 \text{ 円}$$

手数料 11.5% 39330

運賃 40000

D B 33000

小計 112330円

生産経費

種代 30000円

肥料 33400円

農薬 10000円

小計 133400円

$$342000 - 39330 = 302670 \text{ 円}$$

(販売額) (経費) 収入

農機原価償却

$$600 \text{ 万} \div 20 \text{ 年} = 30 \text{ 万}$$

は種代収穫・出荷までの時間経計算
で1人 450円以下

$$30 \text{ 万} \div 1 \text{ ha} = 375$$

21

(JA山形郡市)
平成28年産秋冬人参平均単価表

	エコ	レギュラー
3L	387	333
2L	553	417
L	759	641
MA	1197	1078
M	984	800
S	698	603
2S	525	500
OL	443	403
OM	635	476
B	300	
BS	367	
MA/バラ	773	800
M/バラ	656	600
S/バラ	545	500
2S/バラ	367	300
	749	693

資料 No.13

1月22日 売り

ネットワーク(買取り販売)
(オーガニック・エコ栽培)

3L 加工 1100円
2L 加工 1100円 大

L-H 洗袋 20P 1700円
L-H 淚 " 1600円
L-H 洗 10Kバケ 1500円
L-H 淚 " 1400円 中
S バケ 1000円 小

B 加工 10K 550円 B

a 洗 1250円
a 淚 1200円

野菜価格安定制度の概要

指定野菜価格安定対策事業の概要

資料 No. 14

「指定野菜の価格の著しい低落があつた場合」（野菜生産出荷安定法第10条）に、生産者補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図る制度。

① 仕組み

- 1) 出荷団体（農業者団体等）又は大規模生産者が、国、都道府県の補助金を加えて、農畜産業振興機構に資金を造成。
- 2) 対象野菜の平均販売価額が保証基準額を下回った場合に、安定的な野菜の生産及び供給の確保に向けた取組状況等に応じて、その差額（平均販売価額が最低基準額を下回る場合は、保証基準額と最低基準額との差額）の70～90%を、生産者に對し生産者補給金として交付。

・保証基準額

平均価格（過去6カ年の市場価格の平均を基に算出）の90%。

・最低基準額

平均価格の60%を標準とし、50%、55%、65%、70%の特例を設定。

② 対象野菜

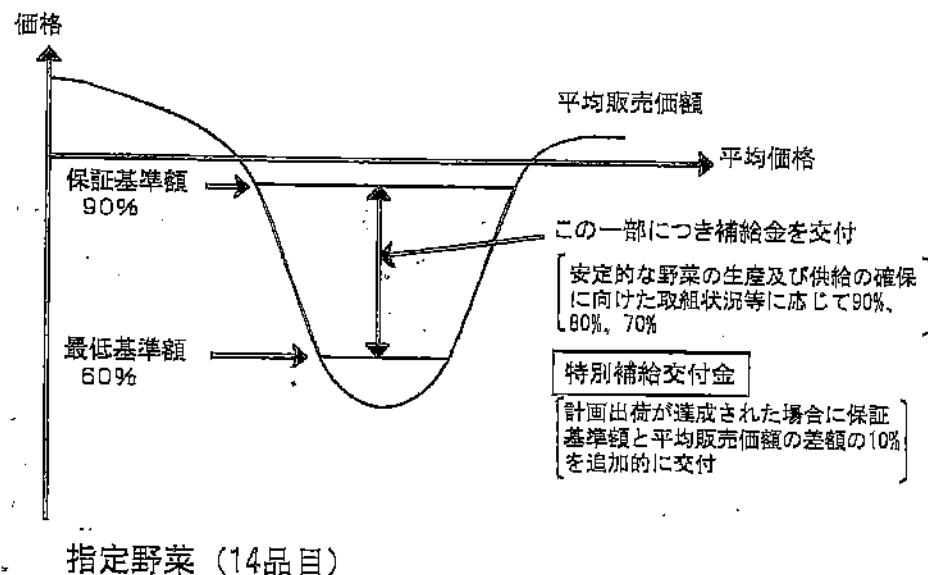
本制度の対象となる野菜は、

- 1) 野菜指定産地の区域内で生産された指定野菜であり、かつ、
- 2) 出荷団体又は大規模生産者が、卸売市場に出荷したもの。

【制度の仕組み】

国60%:都道府県20%:出荷団体等20%

※国、都道府県、出荷団体等の支出により農畜産業振興機構に資金を造成。



キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう